

(参考用) 飯山市標準小作料

標準小作料は改正農地法の施行により廃止されましたが、賃借料決定の参考用に掲示します
[本表の適用期間 平成20年4月1日～平成21年12月14日]

10a 当り

区分	等級	標準小作料	適用区分 (区域)
田	上	15,000円	共済基準収量 540kg 以上
	中	11,000円	" 539kg 以下 " 420kg 以上
	下	5,000円	" 419kg 以下
畑	上	8,000円	別記
	中	5,000円	
	下	2,500円	

- ※ 標準小作料は、飯山市全域を統一して定めた基準（目安）であり、農地の面積、形状、傾斜度、耕作作業条件及び生産調整などの実情を考慮して、当事者間の協議によりその額を増減することができます。
- ※ 社会経済状況などの変化によっては、適用期間内であっても、標準小作料の額などの改訂を行うことがあります。

別記 畑の適用区分

区分	地区	詳細
上	木島地区	上新田・野坂田・坂井・下木島・天神堂
	常盤地区	大倉崎・柳新田・戸隠・小沼
中	飯山地区	全地域
	秋津地区	上組・中山根・伍位野・茂右エ門新田・深沢・飯駒・荒船・大久保・中町・中町北部・北畑・秋津中央
	木島地区	山岸・其綿・吉・安田
	瑞穂地区	戸那子・中組・富田・神戸・関沢・針田・柏尾・北原
	柳原地区	藤ノ木・山口・四ツ屋・小佐原・南条・笹川
	外様地区	法寺・中条・中曽根・尾崎・顔戸
	常盤地区	大池・上水沢・下水沢・大塚・小泉・戸狩・戸狩新田・上野
	太田地区	小境・柳沢・五束・堀之内・北条・五荷・瀬木・蕨野・曾根・三郷・今井・大深
	岡山地区	温井・上境・下境・桑名川のうち和水、新屋、名立、馬場
下	秋津地区	南善寺〔柳久保〕〔堀越〕〔沓津〕〔田草〕〔屋敷〕
	瑞穂地区	福島・小菅・笹沢
	柳原地区	上新田・大川・湧井・堰口・大平・〔関屋〕・〔硫黄〕
	富倉地区	全地域
	外様地区	〔北峠〕
	岡山地区	羽広山・藤沢第一・藤沢第二・藤沢第三・西大滝・桑名川のうち土倉、柄山
		千曲川の堤外地